

冷凍冷蔵倉庫、食品製造工場まで支援対象を拡充します！

<省エネ型ノンフロン機器普及促進事業>

東京都では、都内の温室効果ガス排出量の約1割を占めるフロン排出量の削減に向けて、冷媒にフロンを使用しない「省エネ型ノンフロン機器」の導入支援を実施しています。

この度、省エネ型ノンフロン機器への転換を更に促進するため、助成対象者の拡大及び一部助成上限額の引き上げを実施しますのでお知らせします。

■事業概要

助成対象者	都内で事業所 ^{※1} を所有・使用している事業者（大企業、中小企業者・個人事業主等） （リースを行う場合も含む。） <u>※1 冷凍冷蔵倉庫及び食品製造工場を追加します。</u>
助成対象機器	省エネ型ノンフロン機器のうち、次に掲げるもの ① 内蔵型ショーケース ② 別置型ショーケース ③ 冷凍冷蔵用又は空調用チリングユニット ④ 冷凍冷蔵ユニット（車載用、船舶用又は輸送用を除く。） 
助成対象経費	助成対象機器の設備費、運搬据付費、工事費 ^{※2} 、業務費 ^{※3} 及び撤去費 ^{※2※3} ※2 工事費及び撤去費 内蔵型ショーケースは対象外です。 ※3 業務費及び撤去費 大企業は対象外です。
助成率	大企業 : 助成対象経費の2分の1 ^{※4} 中小企業者等 : 助成対象経費の3分の2 ^{※4} ※4 国等の助成がある場合は、その額を除きます。
助成上限額	大企業 : ① 200万円/台 ② 1,600万円/台 ③④ 5,000万円/台 中小企業者等 : ① 270万円/台 ② 2,200万円/台 ③④ 6,700万円/台
助成条件	<ul style="list-style-type: none"> 都内の事業所に導入されること。 新品であること。 フロンを含む機器を撤去する場合には、法に基づき適切に処理すること。 機器の導入後、東京都が行う調査等に協力できること。 導入機器に都が指定するステッカーを貼付すること。 【大企業のみ】ノンフロン機器への導入目標等の公表に加え、導入効果を広く周知すること。
申請受付期間	令和8年4月1日（水曜日）から令和9年3月31日（水曜日）まで（予定） ^{※5} ※5 予算の限度額に達した時点で、受付を終了します。
予算額	令和8年度予算額 約16億円

【注】下線部は令和7年度事業からの変更点です。

裏面に続く

■申請手続き等

手続方法	<ul style="list-style-type: none">東京都環境公社 技術支援部技術課環境改善係にて申請受付を行います。東京都環境公社のホームページに掲載している申請様式と必要書類を、申請受付窓口へご提出ください。
受付窓口	公益財団法人東京都環境公社 技術支援部技術課環境改善係 <u>省エネ型ノンフロン機器普及促進事業ヘルプデスク</u> 〒130-0022 東京都墨田区江東橋4-26-5 東京トラフィック錦糸町ビル8階 電話：03-3633-2282 E-mail： kaizen-nonfuron@tokyokankyo.jp (9時～12時、13時～17時まで(土日祝祭日は除く。))  ■省エネ型ノンフロン機器普及促進事業ホームページ https://www.tokyokankyo.jp/apply/nonfuron/

本件は、「[2050 東京戦略](#)」を推進する取組です。
戦略 20 ゼロエミッション「フロン対策の推進」



▲2050 東京戦略

【問合せ先】

<事業の概要> 環境局環境改善部環境保安課
電話：03-5388-3471

<申請手続き> 公益財団法人東京都環境公社技術支援部技術課
電話：03-3633-2282